

# 有田川町男女共同参画計画

～コンチェルトⅡ～

【素案】

平成 26 年 11 月

和歌山県 有田川町

## もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
第2章 有田川町の現状	6
1. 少子・高齢化の状況	6
2. 家族形態の状況	9
3. 経済・就業の状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本理念	13
2. 基本目標	13
3. 計画の体系	14
4. それぞれが担う役割	15
第4章 施策の方向	17
I 男女共同参画をめざす意識づくり	17
1. 男女共同参画による意識づくりと制度・慣行の見直し	20
2. 男女共同参画推進のための教育の充実	22
住民の取り組み	25
II 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	26
1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	29
2. 地域社会における男女共同参画の水深	30
3. 国際社会に対する理解	32
住民の取り組み	32
III 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	33
1. 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり	35
2. 農業や自営業等における取り組みの促進	37
3. 子育てと介護への支援	38
住民の取り組み	40
IV 男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり	41
1. 誰もが安心していきいきと暮らすための取りくみ	42
2. 生涯を通じた心身の健康支援	43
V 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み	45
1. 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み	47
住民の取り組み	49
第5章 計画がめざす目標	50
1. 計画の指標	50
2. 担当課別施策一覧表	53

第6章 計画の推進体制	58
1. 庁内推進体制の整備	58
2. 住民、関係団体、事業者等との連携確立	58
3. 国・県等関係機関と連携	58
4. 計画の進行管理	58
資料編	59
策定経過	
有田川町男女共同参画基本計画策定検討委員名簿	
有田川町男女共同参画についての座談会の概要	
有田川町男女共同参画に関する住民意識調査結果の概要	
男女共同参画社会基本法	
男女共同参画に関する年表	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本における最重要課題として位置づけられており、国・県・町がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていくことが必要です。このようなことから、平成21年に有田川町において、男女共同参画の基本的な指針を示し、男女共同参画社会早期実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「有田川町男女共同参画計画～コンチェルト～」を策定し、男女共同参画社会実現に向けさまざまな施策を取り組んできました。有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅡ～」を作成することについては、平成25年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が一部改正されたため、コンチェルトの期間を1年延長し支援計画の内容と兼ね合わすというかたちで作成しました。

### (2) 計画の位置づけ

- ①この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、有田川町の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- ②この計画の策定にあたっては、平成22（2010）年12月に閣議決定された、国における「男女共同参画基本計画（第3次）」と、和歌山県における「和歌山県男女共同参画基本計画（3次）」の内容と整合を図りました。
- ③「有田川町長期総合計画」及び関連計画との整合を図りながら、策定しました。
- ④「有田川町男女共同参画基本計画策定検討委員会」及び「男女共同参画庁内連絡会」に意見・提言を求めるとともに、「有田川町男女共同参画に関する住民意識調査」や「有田川町男女共同参画についての座談会」を実施するなど、広く住民から意見を聞き、その反映に努めました。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、平成27（2015）年度から平成31（2020）年度の5年間とします。計画期間終了年度の平成31年度に、計画全般についての見直しを行います。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国際連合（国連）における性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取り組みは、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」をきっかけに大きく前進し、近年、ますます活発化しています。さらに、「国連環境・開発会議」、「世界人権会議」、「国際人口・開発会議」、「社会開発サミット」といった世界会議において、環境、人口、貧困等の地球規模の課題を解決するためには、女性の地位向上と参画が不可欠であると指摘されています。

#### ■男女共同参画に関する国際的な動き

暦	出来事
昭和 50（1975）年	「国際婦人年」の制定
昭和 54（1979）年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）制定
昭和 60（1985）年	第 3 回世界女性会議「2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）
平成 7（1995）年	第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」の採択
平成 12（2000）年	女性 2000 年会議「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）採択
平成 17（2005）年	第 49 回婦人の地位委員会「北京宣言・行動綱領・成果文書」の再確認
平成 22（2010）年	「国連「北京+15」世界閣僚級会合」開催（ニューヨーク）「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の再確認
平成 23（2011）年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足
平成 24（2012）年	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択

### (2) 国の動き

昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機とした世界的な動きの中、わが国でも男女平等に関する法律や制度の整備が進展しています。平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。また平成 13（2001）年には配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」

が制定されました。そしてこの計画に基づく取り組みを評価・総括し、平成 17(2005)年には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されています。この第2次計画においては、10の重点項目が掲げられており、中でも女性のチャレンジ支援や、新たな取り組みを必要とする各分野への女性参画の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援の強化などがめざされています。平成 22(2010)年には、第3次男女共同参画基本計画が策定され、新たに、5分野が追加されました。

## ■「男女共同参画基本計画(第3次)」における重点施策

### 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- ・クオータ制※など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

### 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- ・調査・統計における男女別情報の充実

### 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

### 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

### 第5分野 男女の仕事と生活の調和

- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備

### 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

### 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

### 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

- ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

(★が付いているのは新設分野)

※(割り当て制): ポジティブ・アクションのうち、一定の数値枠を設定するもの。公的機関や公的委員会における任用・任命にあたって、一方の性に偏ることのないよう「40%ルール」を採用する例が、北欧諸国を中心に多くなっている。

#### 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

#### 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

#### 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

#### 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登用の促進

#### 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

#### 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

- ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

#### 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
- ・ジェンダー主流化による ODA の効果的実施

(★が付いているのは新設分野)

### (3) 和歌山県の動き

和歌山県では、昭和 52 (1977) 年に青少年局育成課に女性行政担当窓口を設置したことから男女共同参画の取り組みが始まりました。昭和 57 (1982) 年には「和歌山婦人施策の指標」を策定するなど、推進体制の整備と効果的な施策展開のための計画策定作業が進められました。また、平成 10 (1998) 年には女性問題の解消と男女共生社会づくりをめざす県民の活動と交流の拠点として県女性センター（現、男女共生社会推進センター）が設置されました。平成 14 (2002) 年には「和歌山県男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成 15 (2003) 年には「和歌山県男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 18 (2006) 年には国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)」に基づき、「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。その後、平成 19 (2007) 年には、男女共同参画を一層推進していくため「和歌山県男女共同参画基本計画 (改定版)」として、計画の改定が行われ、平成 24 (2012) 年には「和歌山県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」が策定されました。計画改定に当たって、下記の項目が新たに追加及び強調されています。

- 県の審議会及び各分野での女性の登用促進
- 防災・災害復興体制整備の方針決定過程への女性の参画推進
- 市町村における男女共同参画推進
- 男女間のあらゆる暴力の根絶（若年層へのDV防止教育の推進）
- 女性のチャレンジ支援

（和歌山県第3次男女共同参画基本計画より引用）

#### （4）有田川町の取り組み

平成 18（2006）年1月1日に旧吉備町・旧金屋町・旧清水町の3町が合併し、有田川町は誕生しました。

平成 21 年 3 月に有田川町男女共同参画計画～コンチェルト～を策定し様々な施策を講じてまいりましたが社会情勢の変化や、男女共同参画に関する意識が不十分なため引き続きの意識の向上を図るため、見直しが必要となりコンチェルトⅡを策定しました。

#### これまでの講演会・研修会について

男女共同参画計画を策定以来下記の講演会や研修会を開催し多くの人に啓発を行いました。

- 平成 21 年 アクト研究室 鳥淵朋子さん 男女共同参画セミナー  
NPO 法人「WANA 関西」藤木美奈子さん DV セミナー
- 平成 23 年 和歌山大学準教授金川めぐみ先生を招いて職員研修を実施  
NPO 法人ウィメンズネット・こうべ代表理事 正井礼子さん  
「災害と女性」
- 平成 23 年 辻 イト子さん  
「普通の農家のおばちゃんが芸能界で活躍出来た理由」
- 平成 24 年 立木早絵さん「さらなる一歩を踏み出そう」
- 平成 25 年 ソーシャルスキルプログラム 吉田真智子さん  
「あなたと私の生き方・暮らし方」

## 第2章 有田川町の現状

### 1. 少子・高齢化の状況

有田川町の総人口は、近年減少傾向にあります。年齢3区分別の人口をみると、15歳未満（年少人口）は減少、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向にあることが分かります。また、15～64歳（生産年齢人口）は平成20年に若干増加するものの、経年では減少傾向にあります。また、地域によって高齢化、少子化の差が広がっています。少子・高齢化の進行は全国的にみても避けられないこととなっており、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数をあらわす合計特殊出生率は平成24（2012）年で1.41と平成23（2011）年1.39から微増しました。しかし、その一方で出生数は平成23（2011）年（105万0806人）から平成24（2012）年（103万7101人）にかけては減少し、出産期の女性が減少していることなど、少子化傾向は進行している状況です。若年労働者の減少は経済成長を制約し、年金・医療・福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担を増大するなど、社会経済全般に大きな影響を及ぼすことが予想されます。少子化は未婚、晩婚、晩産が原因とも言われています。子どもを安心して産み育てるには、働くことと子どもを産み育てることの両方を選択できる社会、多様なライフスタイルの選択を可能にする社会の実現が必要です。そのためには「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識を見直す必要があります。

#### ■人口の状況

- ・総人口は平成7年から平成22年にかけて減少し、22年から25年にかけては微増している
- ・15歳未満は減少傾向、65歳以上が増加傾向にある
- ・清水地区は65歳以上人口の占める割合が最も高くなっている



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成25年）

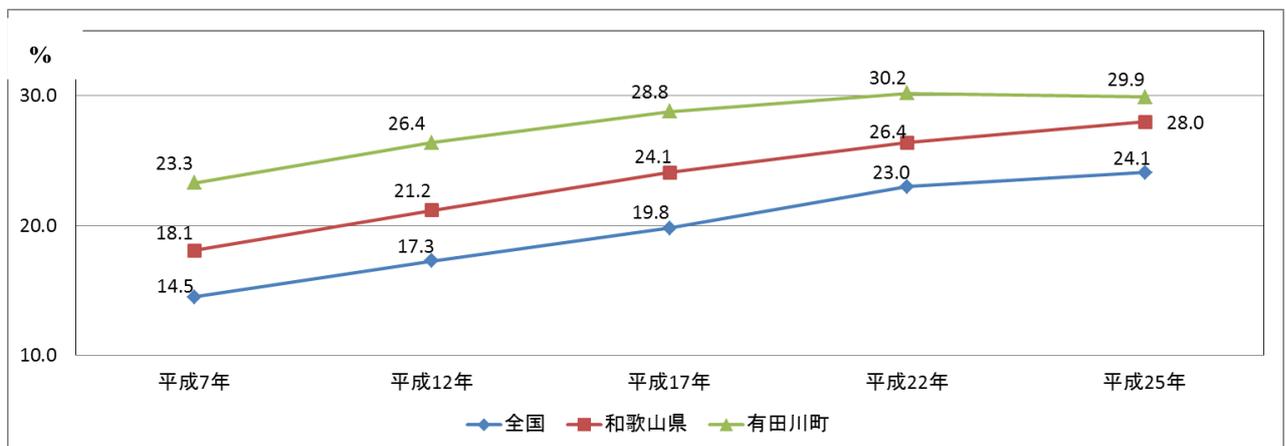
## ■人口の状況（地区別）【平成 25 年】

	総数	0～14 歳		15 歳～64 歳		65 歳以上	
有田川町	27,569 人	3,501 人	12.7%	15,851 人	57.4%	8,237 人	29.9%
吉備地区	15,731 人	2,488 人	15.8%	9,749 人	62.0%	3,494 人	22.2%
金屋地区	8,067 人	766 人	9.5%	4,382 人	54.3%	2,939 人	36.4%
清水地区	3,771 人	247 人	6.6%	1,720 人	45.6%	1,804 人	47.8%

資料：住民基本台帳（平成 25 年 10 月 1 日現在）

## ■高齢化率の推移

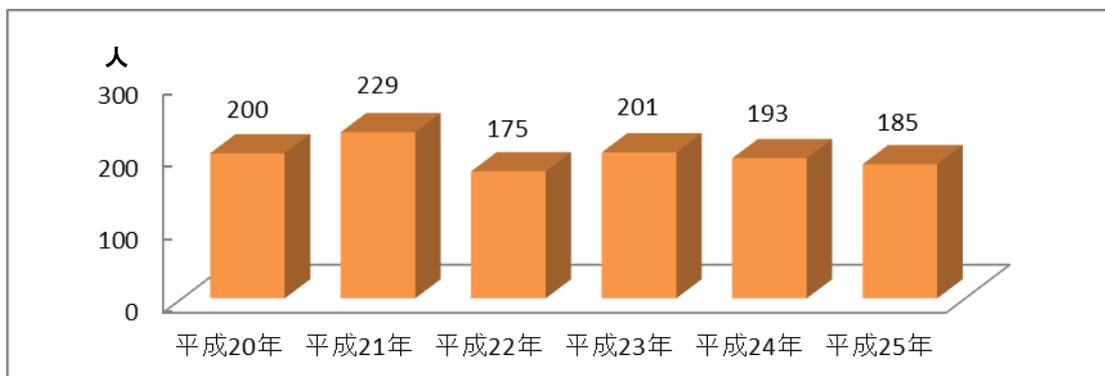
- 高齢化率は平成 7 年より増加し続け、平成 22 年から平成 25 年にかけてはほぼ 30%を推移している
- 和歌山県、国より高い値になっている



資料：町【国勢調査、住民基本台帳（平成 25 年度）】、県・国【和歌山県における高齢化の状況】

## ■出生数の推移

- 出生数は平成 20 年から平成 23 年にかけて増減がみられる。
- 平成 23 年度以降は減少傾向にある。



資料：人口動態統計

## ■小中学校児童生徒数

- ・小学校は 13 校あり、児童数が 1,355 人となっており減少している
- ・中学校は 5 校あり、生徒数が 774 人となっており減少している
- ・吉備地区の小中学校で児童生徒数が最も多い

	小学校		中学校	
	学校数	児童数	学校数	生徒数
有田川町	13 校	1,355 人	5 校	774 人
吉備地区	3 校	960 人	1 校	503 人
金屋地区	5 校	315 人	2 校	206 人
清水地区	5 校	80 人	2 校	65 人

資料:こども教育課(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	小学校		中学校	
	学校数	児童数	学校数	生徒数
有田川町	16 校	1,735 人	6 校	865 人
吉備地区	3 校	1,070 人	1 校	496 人
金屋地区	7 校	493 人	2 校	266 人
清水地区	6 校	172 人	3 校	103 人

資料:こども教育課(平成 20 年 5 月 1 日現在)



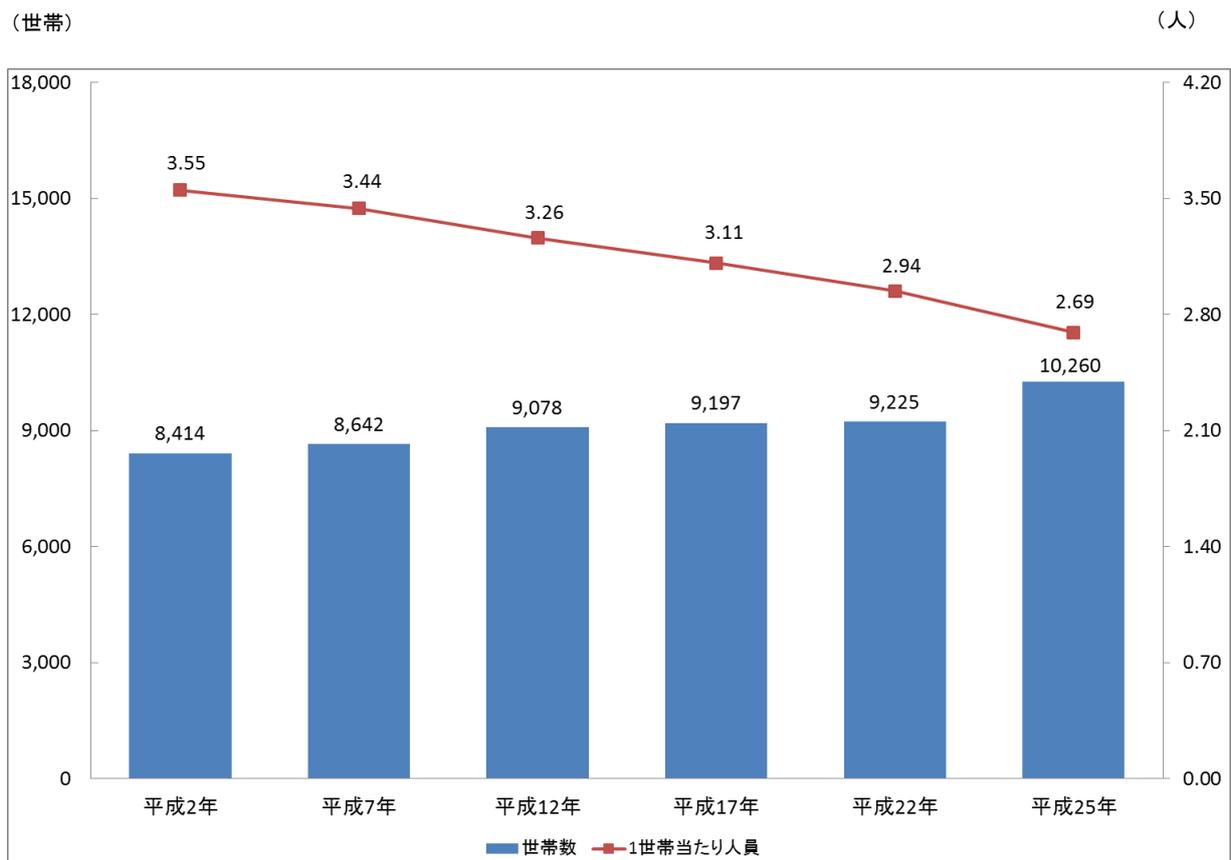
## 2. 家族形態の状況

近年では家族のあり方にも変化がみられます。有田川町における世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの人員数は減少してきており、かつて多くみられた多世代世帯は減少傾向にあり、高齢者などを含む単身世帯や核家族世帯などが増加していることが考えられます。

これまで家族が担っていた子育て、介護等の機能については、核家族などにおいてその基盤がさらにもろくなっているとも言えます。家庭を基本としつつ、子育て・介護についても、社会全体で担っていくことができるよう、地域、企業等の協力が必要となってきています。

### ■世帯数の推移

- ・世帯数は増加、1世帯あたり人員は減少している
- ・核家族化が進んでいる



資料：国勢調査 住民基本台帳（平成 25 年）

### 3. 経済・就業の状況

これまで、日本の経済は戦後の復興期から高度成長期にかけて著しく発展してきました。その間、農業中心とする産業から工業中心へと移行してきました。有田川町でも第1次産業（農林漁業）が減少し、第3次産業（サービス業）が増加しています。また経済が発展し社会が豊かになる中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。こうした中、人権意識、とりわけ女性の地位向上に対する意識は高まり、高学歴化、社会参加が進んできました。「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の制定など、男女がともに働きやすい労働環境をつくる法制度も整ってきましたが、現実には家事・育児・介護等は、仕事を持っていても、そのほとんどを女性が担っているという状況があります。

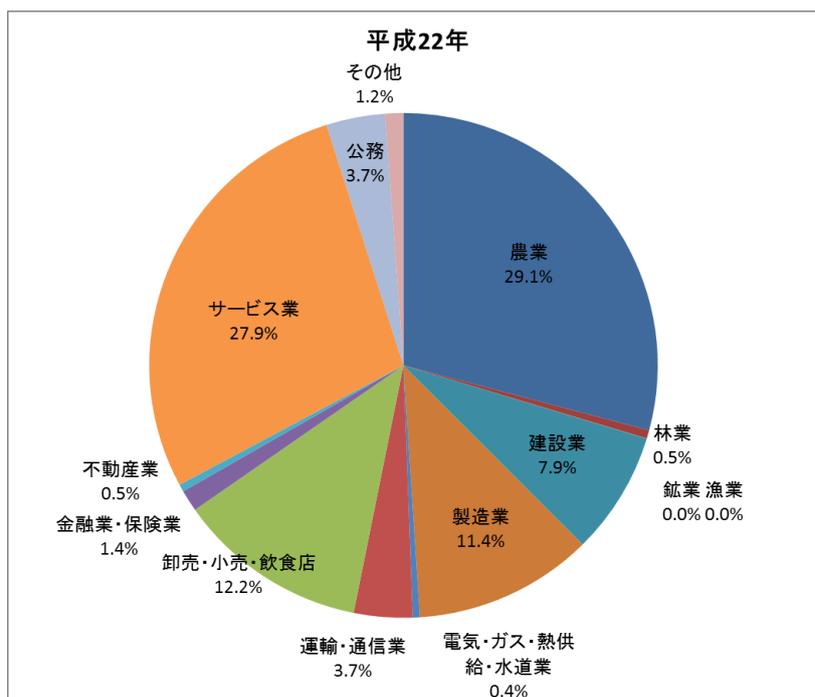
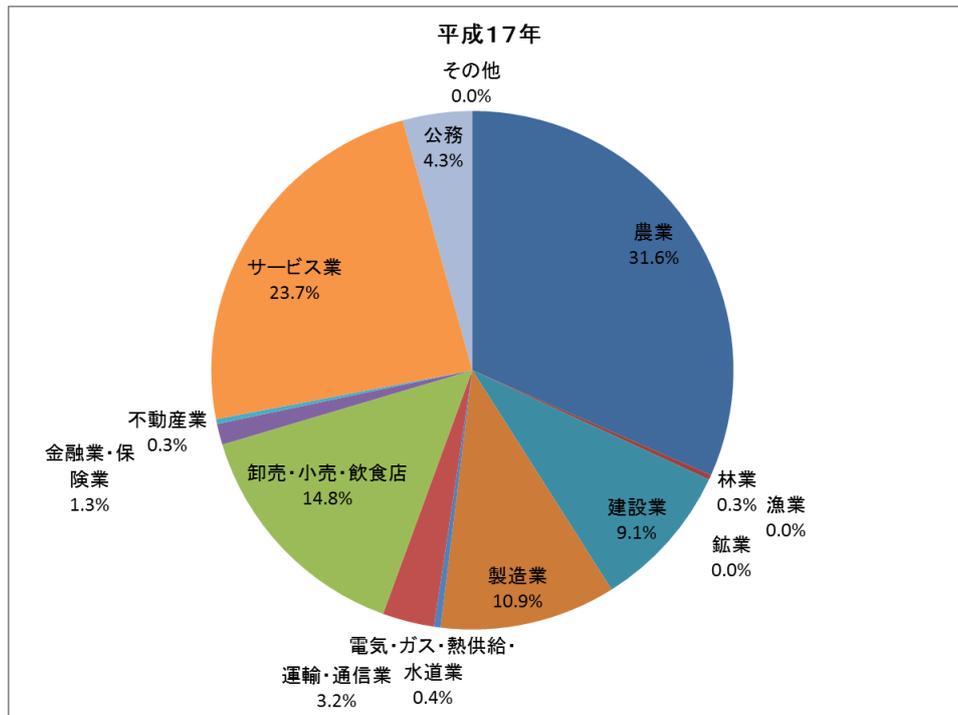
有田川町の女性の労働力率をみると、子育て期にあたる30歳代前半で低下し、その後上昇する“M字カーブ”を描いています。有田川町では20歳代前半以上は全国、和歌山県平均を上回っています。特に40歳代前半以上における労働力率が高くなっており、60代後半に入って50%を割るものの全国、和歌山県平均より高く推移しています。また、旧町別に女性の労働力率をみると、金屋地区が全体的に高い傾向にあります。

これからの社会においては、男性も女性もともに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた、ライフスタイルに合った多様な働き方ができる、休暇制度の充実や育児休業、介護休業が取得しやすい職場環境づくりなどが求められています。その一方で、パートタイムや派遣社員など非正規雇用労働者の雇用の安定なども重要となります。

また、高齢者の多い有田川町では、年齢にとらわれず、自らの能力を生かし、生きがいを持って生活できるよう、高齢者の雇用・就業の促進も望まれます。

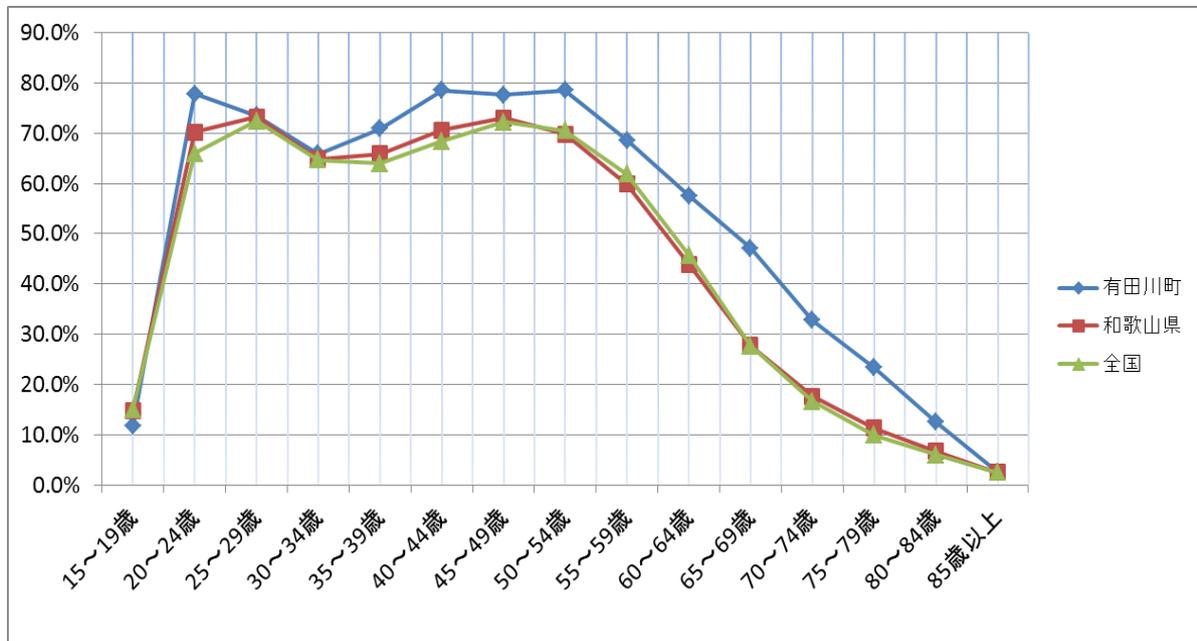
## ■産業別就業人口比率

- 第1次産業：農業は減少している
- 第2次産業：製造業は増加し、建設業は減少している
- 第3次産業：サービス業は増加し、卸売・小売・飲食店は減少している



### ■女性の労働力率の状況【平成 22 年】

- 有田川町の女性の労働力率※は 30～34 歳で減少している
- 35 歳以上では有田川町が国、県の値を上回っており、働く女性が多い



資料：国勢調査

### ■（地区別）女性の労働力率の状況【平成 22 年】

- 34 歳以下、45 歳以上の女性の就労が金屋地区で多い
- 清水地区では 30～34 歳で減少するが、35～49 歳で増加の幅が大きい



※労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100

（労働力状態不詳を「労働力人口」（分子）、「15歳以上人口」（分母）の双方に含めない。）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、以下の理念のもと、男女がともに豊かな社会を築くことをめざします。

#### 基本理念

### 2. 基本目標

I 男女共同参画をめざす意識づくり

II 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

III 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

IV 男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり

V 男女間のあらゆる暴力の根絶

※ パートナーシップ：互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係を言い、共存・共生できる関係とも言えます。

### 3. 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向性	
<b>I</b> 男女共同参画を めざす意識づくり	1. 男女共同参画計画 による意識づくりと 制度・慣行の見直し	(1)広報、啓発活動の推進 (2)定的な役割分担意識の解消 (3)職員への男女共同参画意識の浸透	
	2. 男女共同参画のため の教育の充実	(1)教育、学習機会の充実 (2)学校等における男女共同参画の推進 (3)家庭教育における男女共同参画を進める啓発 活動	
<b>II</b> 男女共同参画の 推進による豊かな 地域社会づくり	1. 政策・方針決定過程 への女性の参画の 促進	(1)行政における政策・方針決定過程への女性の 参加促進 (2)企業・団体等における方針決定過程への女性 の参画の促進	
	2. 地域における男女 共同参画の推進	(1)地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進 (2)防災・災害復興における男女共同参画の推進	
	3. 国際社会に対する理解	(1)国際的視点に立った男女共同参画の推進	
<b>III</b> 男女がともにいき いきと働ける環境 づくり	1. 就労環境の整備と 多様な働き方がで きる環境づくり	(1)男女雇用機会均等と待遇の確保 (2)就労・能力開発の支援 (3)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の 実現に向けた雇用環境の整備	
		2. 農業や自営業等におけ る取り組みの促進	(1)農業や自営業等への男女共同参画の推進 (2)家族従事者等も活躍できる環境の整備
		3. 男女がともに担う子育 てと介護への支援	(1)保育サービス等による子育て支援の充実 (2)地域における子育て支援の充実 (3)介護を担う人への支援の充実
<b>IV</b> 男女がともに健や かに安心して暮ら せる体制づくり	1. 誰もが安心していきいき と暮らすための取り組み	(1)高齢者や障がい者の人が安心して暮らせる 基盤づくり	
	2. 生涯に通じた心身の 健康支援	(1)あらゆる世代・ライフスタイルに応じた健康づくり支援 (2)母子保健の充実 (3)健康をおびやかす問題への対応	
<b>V</b> 男女間のあらゆる 暴力の根絶	1. 暴力を許さない社会	(1)暴力を許さない社会づくりのための啓発 (2)暴力に関する法令等の周知	
	2. セクシャル・ハラス メント、DV の根絶	(1)相談・支援体制の充実 (2)関係機関との連携の充実 (3)被害者等への支援体制の充実	

#### 4. それぞれが担う役割

有田川町において、男女が互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざして、一人ひとりの個性を尊重し、性別にかかわらず個人の能力が十分に発揮できる環境づくりを進めるため、それぞれの役割を以下に示します。

##### 行政の役割

- 町の男女共同参画社会の形成に向けて、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、総合的かつ計画的に実施する
- 国、県、住民、事業主、地域・団体、学校等と相互に連携し、協力を図るよう努める
- 周知啓発や講座の開催など住民に男女共同参画が浸透するよう働きかけ、環境整備に努める
- 自らが率先し、男女共同参画を推進する

##### 住民の役割

- 社会のあらゆる分野において男女共同参画の理解を深め、男女共同参画の推進に努める
- 家庭、職場、地域、学校、その他の活動の中で、男女共同参画の実践者としてできることに積極的に取り組む

##### 事業主の役割

- 家庭、職場、地域その他の活動の両立が図られるよう、労働時間の短縮や育児休業等取得しやすい環境づくりに取り組む
- 適切な処遇や労働条件の確保など、安心して働き充実した職場生活を営むことができるような職場環境を整備する
- 町や県などの実施する男女共同参画に関する取り組みに協力する

## 地域・団体の役割

- 活動の方針の決定、計画の立案等において男女がともに参画する機会を確保するよう努める
- 住民や団体同士で話し合う機会をつくり、地域の男女共同参画の推進に連携して取り組む
- 他の団体や町が実施する男女共同参画の取り組みに協力する

## 学校の役割

- 男女共同参画の意識づけが子どもの価値観の形成に大きな影響があることを認識し、男女共同参画の理念に配慮する
- 人権に関する教育・性教育・道徳教育などの充実を図り、男女がともに尊重し、理解し合い、協力して生きていく力を身につける教育を推進する



## 第4章 施策の方向

### I 男女共同参画をめざす意識づくり

#### ● 男女共同参画に関する住民の意識(住民意識調査より)

男女の固定的な役割分担意識についてみると、女性も仕事をしながら、男性も家庭での役割を担うという意識が高いことがうかがえます。

家庭での役割分担について、理想では「生活費の確保」「食事の後片付け」以外「主として女性」が最も高くなっています。「生活費の確保」以外の項目において女性も男性も共同して分担することを理想と考えていても、現実には、主として女性が担っていることが判ります。一方で、社会のさまざまな分野における男女の地位についてみると、男女ともに「地域活動の場」「学校教育の場」「法律や制度の上」を除く分野で男性優遇感が強くなっています。中でも「職場(賃金・昇進)」の分野では、男女の不平等感が最も強く意識されており、次いで「社会通念・慣習・しきたりなど」となっています。男女平等・男女共同参画の実現は、まだまだ十分とは言えません。

#### ● 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

いずれかの性を優先したり、性別によって役割を固定する考え方は、男女双方に対し、行動を制約し個性や能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。このため、住民一人ひとりが、社会制度、考え方、慣習をジェンダー(社会的性別)※の視点で見つめることが重要です。さらに、性差別、性別による固定的な役割分担や偏見を見直し、男女ともに社会活動の選択の可能性が同じように確保され、自分の意思による多様な生き方が実現できるよう、意識づくりを行う必要があります。

#### ● メディアにおける人権の尊重

近年のような情報社会の中では、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等のメディアによる情報が人々に与える影響は非常に大きいものとなっています。固定的な性別役割を前提とした女性像・男性像、あるいは、女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を肯定した表現など、女性への人権侵害がみられることも少なくありません。このような環境の中で、情報の受け手が主体的に情報を選択し、物事の本質を読み解くとともに、自己発信する能力の向上が求められています。

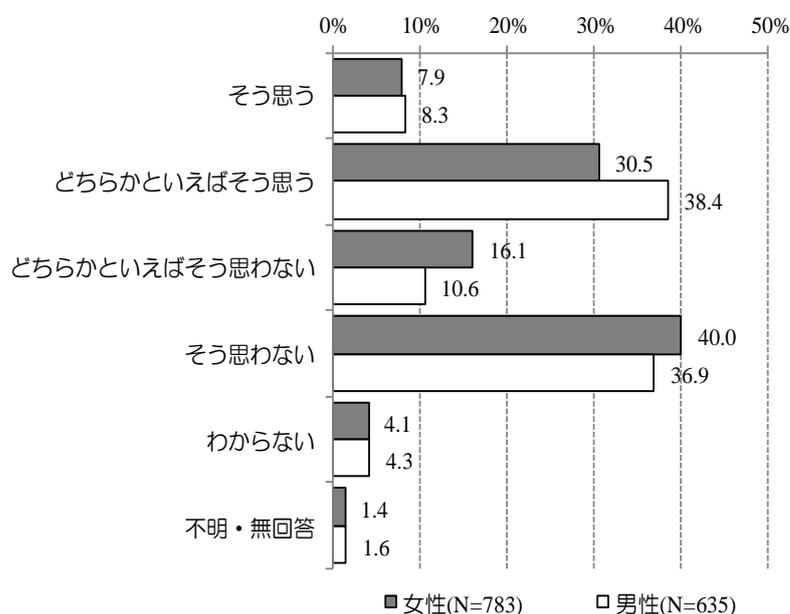
※ ジェンダー(社会的性別)：人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、しきたりや風習の中には、社会によってつくりあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー/gender」(社会的性別)と言います。

## ● 教育・学習の機会を通じた男女共同参画の意識づくり

子どもたちは周囲の環境から大きな影響を受けて成長するため、まずは保護者や教育関係者が意識を高める必要があります。すでに、学校教育の分野では、各教科をはじめとして、道徳や学級活動等あらゆる分野を通じて男女共同参画の視点に立った教育が推進されていますが、さらなる強化が必要です。また、価値観やライフスタイルが多様化する中、住民のニーズに応じた学習の機会を提供し、さまざまな分野で男女共同参画が実践できるよう意識の高揚を図る必要があります。

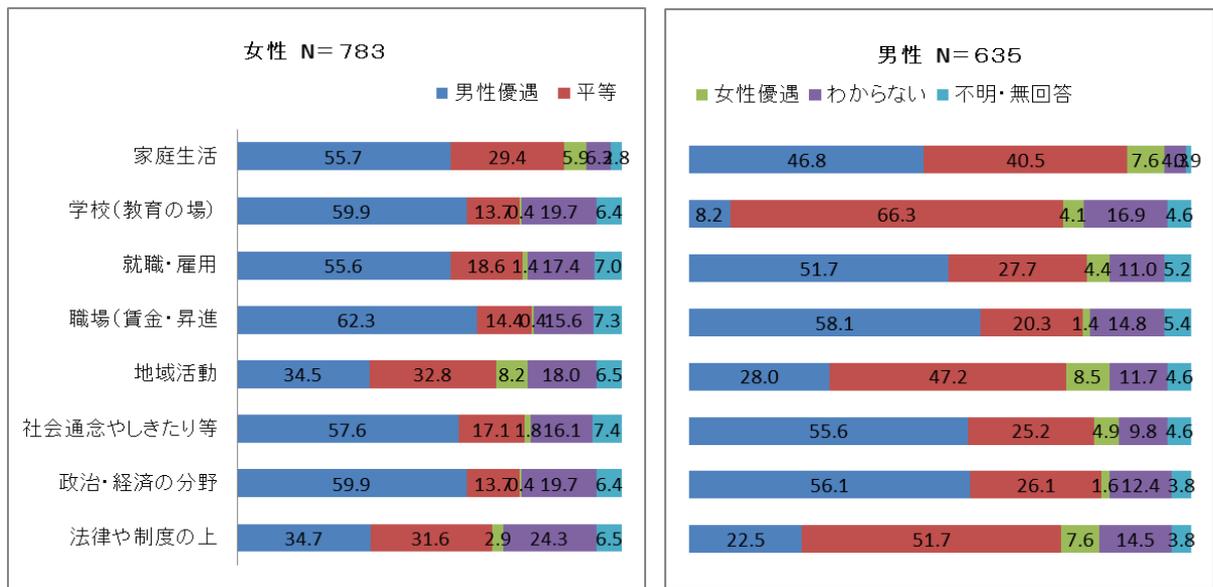
### ■男女平等に関する意識について

『男は仕事、女は家庭』という考え方について



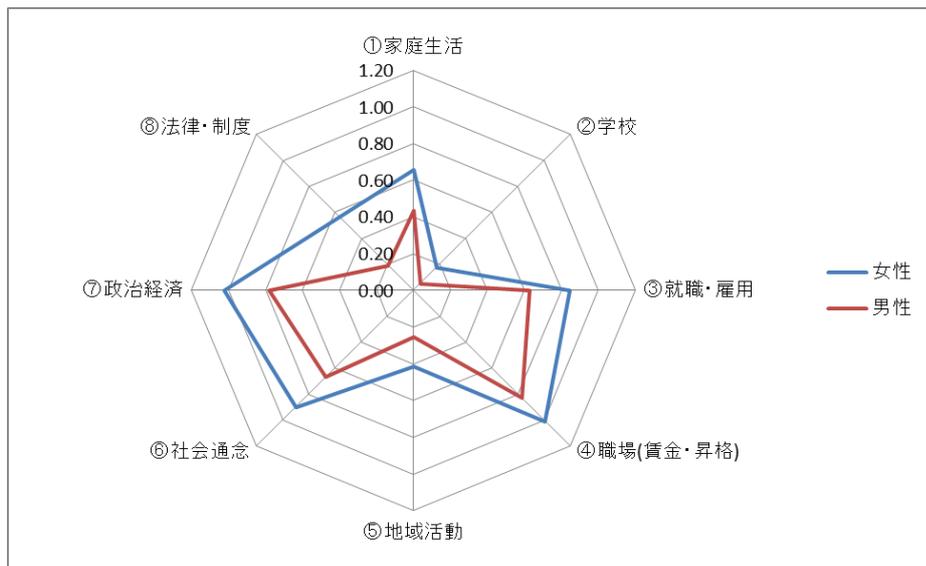
資料：平成24年度「男女共同参画に関する住民意識調査」

## ■男女の地位の平等感について



資料：平成 24 年度「男女共同参画に関する住民意識調査」

## ■男女の地位の平等感について【比較】



資料：平成 24 年度「男女共同参画に関する住民意識調査」

・ 8 分野についての男女の平等感について、男女別の比較を行いました。回答結果に対して「男性の方が非常に優遇されている」を+2、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を+1、「平等である」を±0、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を-1、「女性の方が非常に優遇されている」を-2として算出し、「わからない」、「不明・無回答」は除いて男女別に平均得点を算出しました。中心から遠くなるほど『男性優遇』が強い分野となり、0に近くなるほど平等感が高い分野であると言えます。

## 1. 男女共同参画による意識づくりと制度・慣行の見直し

### (1) 広報・啓発活動の推進

男女共同参画の重要性について、すべての住民、団体等を対象に啓発を進めます。  
また、国や県、関係機関が進める男女共同参画の進捗状況を把握し、調査・研究を進めます。加えて、国や県、周辺市町や民間団体など、男女共同参画に関して積極的に取り組んでいる活動の情報や資料の収集・提供に努め、住民の自主的な研究活動を促進します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
1	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	○男女共同参画に関する講演会や講座を開催します。 ○県などが主催する男女共同参画に関する事業・研修等に参加を呼びかけます。	社会教育課
2	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	○男女共同参画に関する資料、情報を収集し、研究するとともに住民への情報提供に努めます。 ○関連図書の充実と啓発スペースを設置します。 ○意識調査を定期的実施し、住民の意識・実態の変化を経年的に把握します。	社会教育課
3	メディア・リテラシー※の向上のための支援	○情報の受け手である住民に対して情報を主体的に読み解き、自己発信する能力の向上を図ります。	社会教育課

※ メディア・リテラシー：メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、本計画書では、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っています。メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を言います。

## (2) 固定的な役割分担意識の解消

男女がともに認め合いながら個性と能力が発揮できる社会を実現するために、性別による固定的役割分担意識を解消する必要があります。

そのために、男女共同参画に関する情報を啓発します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
4	性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発	○広報紙や啓発冊子等を通じて社会通念・慣行・しきたり等男女共同参画について正しい理解を深めるための広報・啓発に努めます。 ○各公民館などで住民が自発的・積極的に参加・活動できるよう啓発内容の充実を図ります。	社会教育課

## (3) 職員への男女共同参画意識の浸透

各施策の推進にあたって男女共同参画の視点が持てるよう、庁内（職員）の意識を高めるための取り組みを推進します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
5	男女共同参画の視点に立った職場づくり	○男女がともに個々能力を生かし働きやすい職場づくりに努めます。	全課
6	職員研修等の実施	○男女共同参画の理解を深めるため、職員への啓発・研修などを実施します。	社会教育課 企画財政課

## 2. 男女共同参画推進のための教育の充実

### (1)教育・学習の機会の充実

男女共同参画に関する講座の開催をはじめ、多様な学習や住民の交流の機会充実に努めます。

No	具体的施策	内 容	主担当課
7	学習の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さまざまな世代が参加できる講座等を充実します。</li> <li>○開催場所における乳幼児一時預かりの実施を拡充します。</li> </ul>	社会教育課
8	推進グループの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画の取り組みが進むよう、学習機会や情報の提供を通じて各種団体・グループの活動を支援します。</li> <li>○男女共同参画推進に関する活動を行うグループや団体の交流を促し、情報や活動のネットワーク化を促進します。</li> </ul>	関係各課
9	人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報や啓発冊子などを通じて、性別や子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に関する幅広い人権尊重意識の啓発に努めます。</li> </ul>	社会教育課

## MS パワーズの活動について

有田川町で男女共同参画社会実現のため活動している唯一の自主団体「MSパワーズ」です。

MSパワーズは、女性のネットワークグループとして平成 9（1997）年に設立し、女性の地位向上をめざし平成 11（1999）年に女性プランを町行政に提言しました。その結果和歌山県より男女共同参画推進ジェンダーフリー大賞ベストグループ賞を受賞しました。

現在、数年前より女性の視点に立った防災を考えようと、被災地に行ったり体験談を聞かせて頂いたり自分たち独自の勉強会を開催しております。同時に町行政について町長から聞く会、議会傍聴、町内施設見学で行政・地域への関心を高め、男女共生をもとに、安心して生活できる地域づくり・環境づくりをさらに推進し、女性の力（エンパワーメント）を活かし積極的に社会に参画していきたいと活動しています。

MSパワーズ 会長 三木 恵梨子

※ エンパワーメント：人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させることです。

## (2)学校等における男女共同参画の推進

学校等におけるあらゆる教育活動を通して、男女共同参画の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を推進します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
10	男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○固定的な性別役割分担意識の見直しと、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、多様な生き方ができるような意識づけをめざした保育・教育の充実を図ります。</li> <li>○児童・生徒の一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう、児童生徒の体験活動を推進するにあたり、男女平等の意識や職業に対する正しい知識と理解を推進します</li> </ul>	こども教育課
11	教育関係者、保護者への研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画意識を高めるため、教職員や教育関係者に対する啓発・研修の機会を充実します。</li> <li>○家庭における男女共同参画を推進するため、PTA 研修会などを通じた保護者に対する男女共同参画についての学習機会の提供に努めます。</li> </ul>	社会教育課 こども教育課

## (2)家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動

家庭教育のあり方は子どもの成長に大きな影響を与えることから、さまざまな機会をとらえて家庭における男女平等教育の推進に努めます。

No	具体的施策	内 容	主担当課
12	家庭教育のための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親が家庭教育に関する学習の機会を持ち、家庭の教育力を向上させるため、家庭教育を推進します。</li> </ul>	社会教育課

## 住民の取り組み <I 男女共同参画をめざす意識づくり>

- 家庭や学校、地域、職場などでの慣習が男女平等かどうか考えてみよう
- テレビや雑誌などの表現が男女平等かどうか考えてみよう
- 子どもの男女平等意識や自立心などを育てよう
- 講演会・学習会などに積極的に参加し男女共同参画について学ぼう

### 住民意識調査自由回答より

女性に対し、長期的に責任のある仕事を任せるのが難しいそうです。育児休暇や復職・退職の自由は社会全体で絶対に保障されるべきです。しかし、上記のような会社の都合ももちろん、理解できます。つまり男女共同参画の形は各個人、各コミュニティによって、千差万別であると思います。そのため、共同参画社会の拡充に向けての取り組みは強要ではなく、機会の保証を中心に進めてほしいと感じます。

男性 24歳

## II 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

### ● 地域活動における男女共同参画の状況(住民意識調査、住民座談会より)

住民意識調査から、地域活動において「平等である」が男女ともに高い。現実には男女とも「団体の長には男性が就く」が最も高い。意識として、男性は「企画等の決定は男性が行う」次いで団体の長には男性が就く」「女性の発言が少ない」となっています。このことについて、地区座談会では、「自治会の役員にも参画していくべき。男性にまかしておくという意識が強い」ことや「女性も地域づくりに参加していくべき。役に就くべき」といった意見が出されました。男女共同参画社会を築く上で、男性、女性、世代間の交流も図りながらお互いの考えを共有し、実現に向けて話し合うことが求められています。

### ● 政策・方針決定過程への女性の参画状況

地域における人間関係が希薄になってきていると言われる中で、自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこうという動きや、まちづくりを行政主導で進めるのではなく、住民とのパートナーシップに基づいて暮らしやすいまちづくりを進めることが求められています。豊かな地域社会の形成のためには政策決定の場や地域自治組織での男女の主体的な参画が重要です。国、地方自治体等の政策や意思決定の場への女性参画は進みつつあるものの、まだその比率は現在も低い状況となっています。有田川町においても審議会への女性の参画は年々増加している状況にありますが、女性を含む審議会等の割合は75.9%、審議会等への女性の登用割合は27.0%（平成25年4月現在）となっており、十分とは言えない状況です。

### ● あらゆる分野への女性の参画の推進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野において、多様な意見や価値観を反映させるため方針決定の場に男女がともに参画するよう働きかけ、意見を活かしていくことが必要です。そのためには、女性自身が社会のあらゆる分野への関心や理解を高めること、また女性が社会に参画する気運を醸成することが何よりも重要です。また、女性も自らの能力の向上に努め、エンパワーメントを図り、政治的・経済的・社会的に力を持った存在になることが求められます。今後さらに女性のエンパワーメントを支援するとともに、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※についても視野に入れて実質的な男女平等の実現を図ることが必要です。

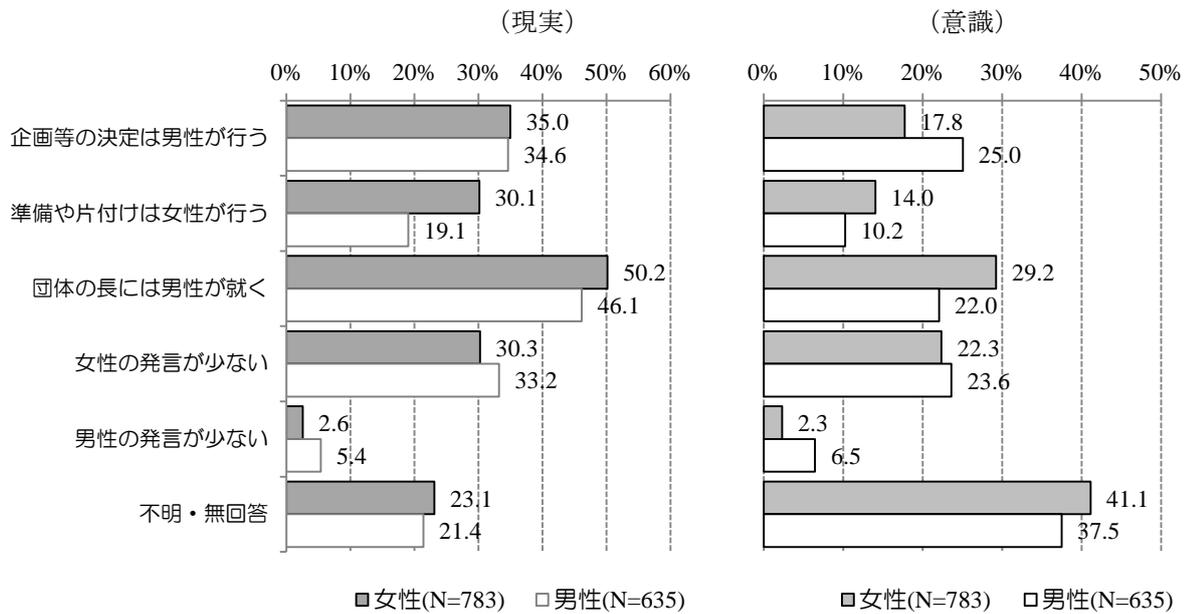
※ **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**：固定的な男女の役割分担意識に基づく慣行や社会通念から男女間に生じてしまった格差（職務・役職・資格・給与など）を解消するため、男女のうちどちらか不利な立場に置かれているいずれか一方に対して、それを解消しようとする自主的かつ積極的な取り組みをすることを言います。女性の少ない職種に女性の採用を拡大したり、仕事と育児が両立できる職場の環境を整えたりすることがこれにあたります。

## ● 国際社会への対応

政治、経済、文化など社会のさまざまな分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取り組みは国際的な動きに連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていくことが望まれています。



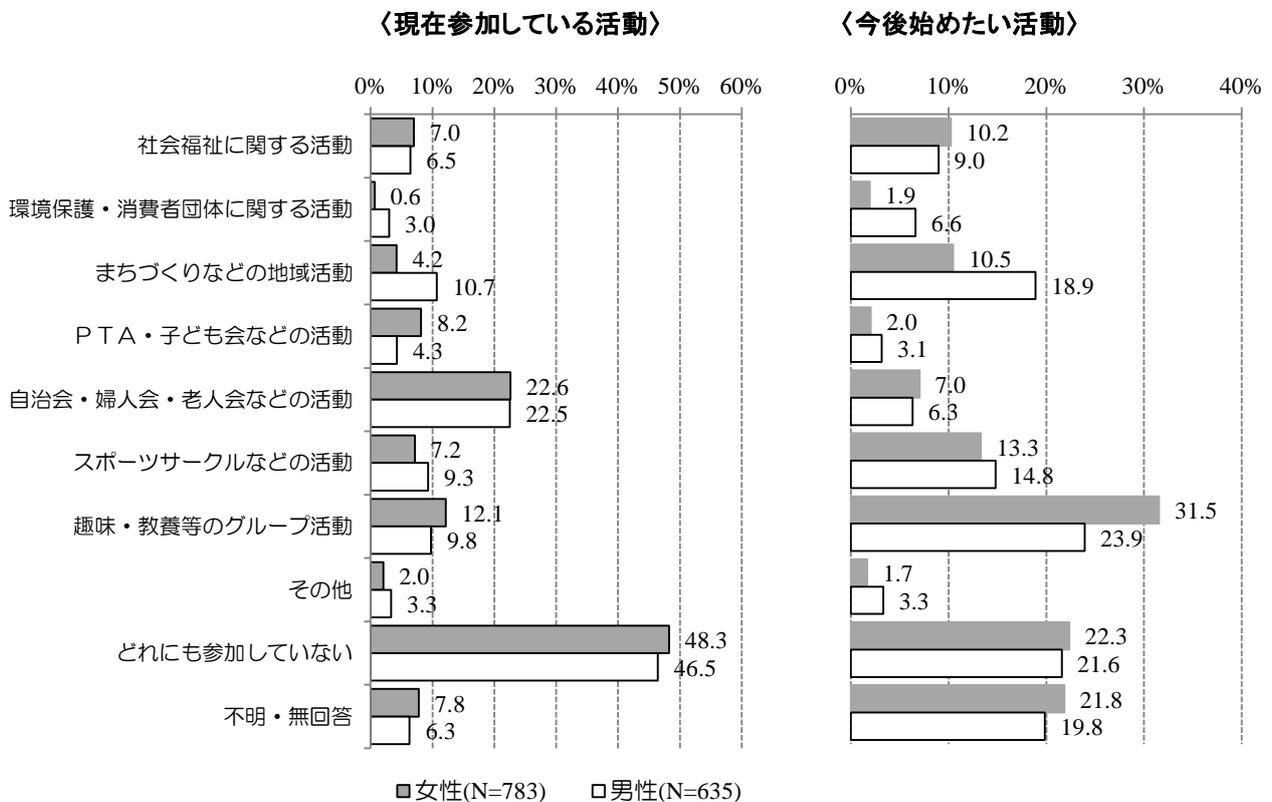
## ■地域活動における男女の役割



資料:平成 24 年住民意識調査

・男女とも「企画等の決定」や「団体の長が就く」ことを現実ほど意識していない。

## ■地域活動について【現在参加している活動、今後始めたい活動】



資料:平成 24 年住民意識調査

## 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

### (1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画は、女性が自己実現を図るとともに、社会の構造や仕組みを変えていくことにもつながり、調和ある発展に欠くことができないものです。各分野への女性の活躍を促進し、政策・方針等の決定に共同して参画する機会が確保されるよう推進します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
13	審議会等委員への女性の参画促進	○審議会等委員の選出方法の見直しを行うなど、女性委員比率ゼロの審議会等の解消と、女性委員比率30%以上の達成をめざします。	全課
14	性別に関わらない職域拡大と管理職への登用促進	○研修などへの参加を促進するとともに、女性職員について、昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。 ○人材育成基本方針に男女共同参画の視点を取り入れ、庁内における男女共同参画の推進を図ります。	関係各課

### (2) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進

啓発活動や各種支援施策を通じて、企業や自治会等の団体に対して方針決定過程への女性の参画を促進します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
15	企業・団体等での方針決定への男女共同参画の促進	○企業における女性の能力開発や職域の拡大に向けて、啓発に努めます。 ○各団体、グループ等の活動の方針決定の場へ女性が参画できるよう促進します。	全課

## 2. 地域社会における男女共同参画の推進

### (1) 地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO活動、地域活動に積極的に参加できる環境づくりを行います。

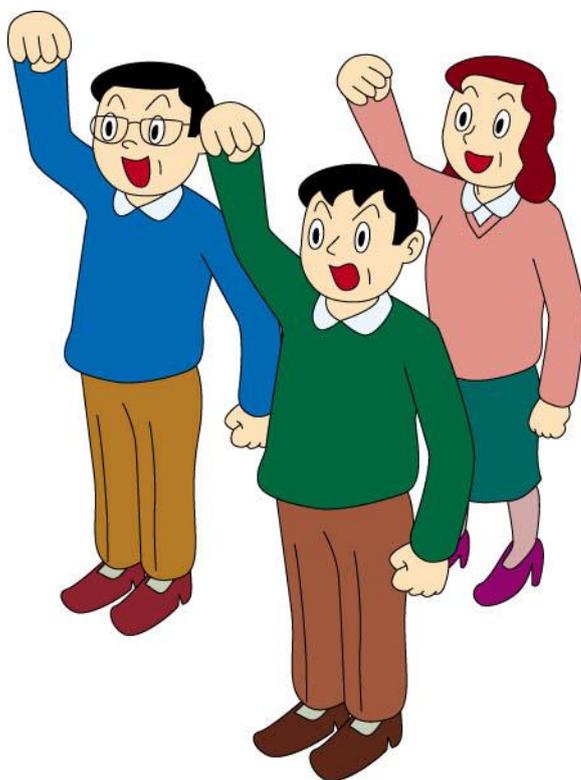
No	具体的施策	内 容	主担当課
16	地域活動への参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校を核とした地域コミュニティの再構成のため、「放課後子どもプラン※」等を充実させます。</li> <li>○男女の枠を超えた住民活動の充実を図るため、地域における仕組みづくりや講座・イベントなどを開催します。</li> <li>○地域活動連絡協議会の充実と男性の参画を推進します。</li> </ul>	関係各課
17	地域課題への女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性の人材育成を推進します。</li> </ul>	全課

※ 放課後子どもプラン：地域社会の中で放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら学習や、スポーツ、文化活動等を行っています。

## (2)防災・災害復興における男女共同参画の推進

被災時には家庭的責任が女性に集中するという問題や、避難生活において男女のニーズの違いがみられることなどから、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立をめざします。

No	具体的施策	内 容	主担当課
18	防災知識の普及	○地域防災計画に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。	総務課
19	地域防災活動への男女共同参画の推進	○自主防災組織・自治会等の地域コミュニティが防災に果たす役割は大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画を促進し、地域防災力の向上に努めます。	総務課
20	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	○防災対策の立案については災害時に援護が必要な人の視点に立ち、さまざまな角度から対策を講じます。 ○復興業務体制については、女性の視点に立った対応ができるよう取り組みます。	総務課



### 3. 国際社会に対する理解

#### (1) 国際的視点に立った男女共同参画施策の推進

国連をはじめとする世界的な動きを理解し、国際的視点から男女共同参画推進のための取り組みを進められるよう、国際理解の推進と国際交流に努めます。

No	具体的施策	内 容	主担当課
21	国際的な取り組みとの 協調	○諸外国の状況や国際的な潮流を学習する機会や情報の提供に努めます。 ○外国人を含むすべての住民の人権が尊重され、互いの文化や習慣の違いを理解し、尊重し合う共生社会の実現のため、外国語による表記や相談等支援の充実に努めます。	社会教育課
22	国際理解教育の推進	○異文化理解や国際的な人権感覚を育成するため、幼児期から異文化に触れさせたり、また小中学校では短期留学生との交流や異文化の体験により国際理解教育の推進に努めます。	こども教育課 社会教育課

#### 住民の取り組み〈Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり〉

- 地域活動における男女の役割分担を見直してみよう
- 自治会やPTA などの役職に積極的についてみよう
- 地域活動団体同士が話し合いの機会を持ち、地域の課題に対してできることから取り組もう
- 自主防災組織やボランティア活動に男女でともに参加しよう
- 国際交流を通じて異文化に触れよう

## Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

### ●働く上での男女の実態（住民意識調査より）

実際の生活は、女性は「家庭」が、男性は「仕事」が優先されており、理想は男女ともに「仕事」と「家庭」をともに優先したいという意見が高くなっています。女性は家庭責任が重く、出産を契機に退職し、働きたくても働けない、男性では仕事が優先となり、家事や育児、地域活動などには思うように関われない状況にあります。

### ●個人の能力を十分に発揮するための環境整備

働くことは、生活の経済的基盤を形成する大切な要素ですが、長時間労働が健康や生活に悪影響を及ぼすこともあります。男女がともに仕事と家事・育児・介護などの家庭生活及び社会活動などのバランス、いわゆるワークライフバランスを図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取り組みが必要とされています。

仕事や家庭、趣味や地域活動といった、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくためには、それぞれの活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

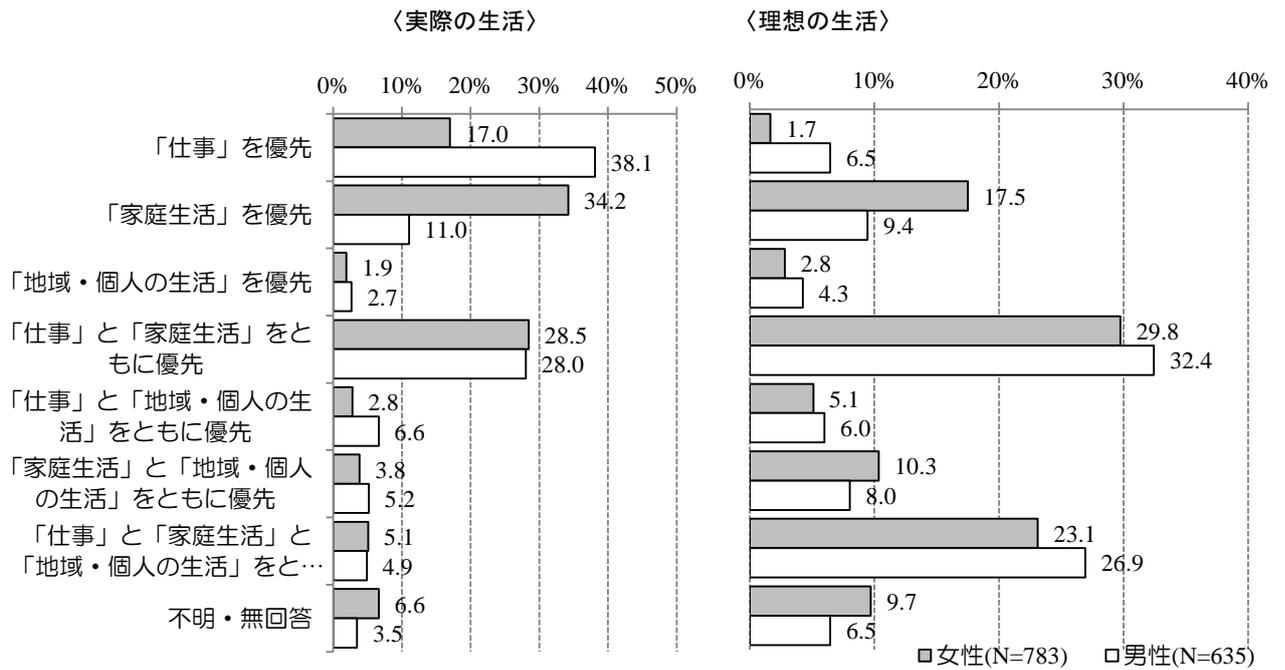
職場においては「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの施行にとともに、男女がともに働き続ける条件整備は大きく進んでいます。今後も男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう実質的な雇用機会均等と待遇の確保など就業環境の整備が求められています。

### ●農林業や自営業に従事する人への対応

農林業や自営業に従事する女性は、仕事と家事、育児、介護をともに担っている現状があり、地域活動や経営、意思決定過程への参画が困難になっています。しかし、女性は生産や経営において重要な役割を担っていることから、家族経営協定の推進による労働時間や健康管理等を考慮した労働条件の向上を図ることが必要です。また生活の役割分担も決めていくことが重要であり、それが、女性の社会参画を可能にします。さらに経営能力・技術の向上により、経営等への参画を促進するための啓発やエンパワーメントを高める支援を行うことが重要です。

### ●子育て支援

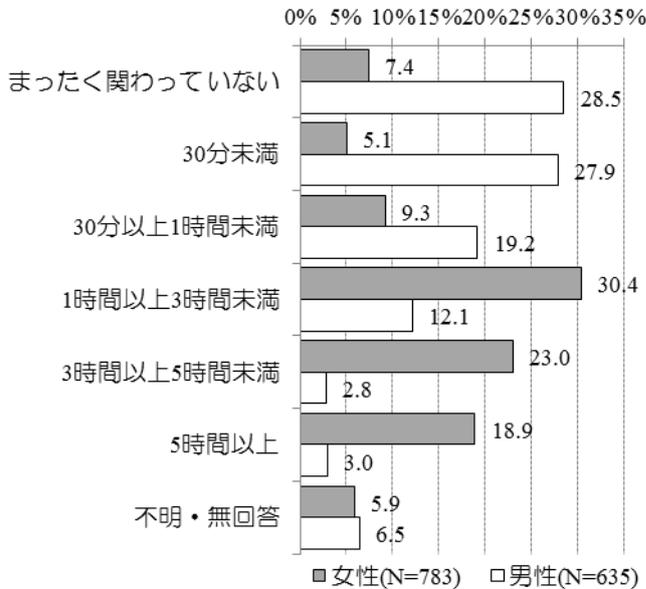
子育てにおいては、核家族化と少子化の進行、男性の長時間労働の恒常化、女性の就労の増加などに加え、ひとり親家庭などの育児の問題も重要な課題となっています。そのため、男性の育児参加や保育サービス等の充実など、今後ますます総合的な子育て等の支援策の具体化が必要です。このような取り組みは、行政の取り組みや支援等に加えて、住民の一人ひとりや、あるいは個々の事業者が、それぞれの立場で進めていくことが重要です。誰もが働きやすく子育てもしやすい家庭・職場・学校・地域づくりが進むよう、それぞれが連携した推進が求められます。



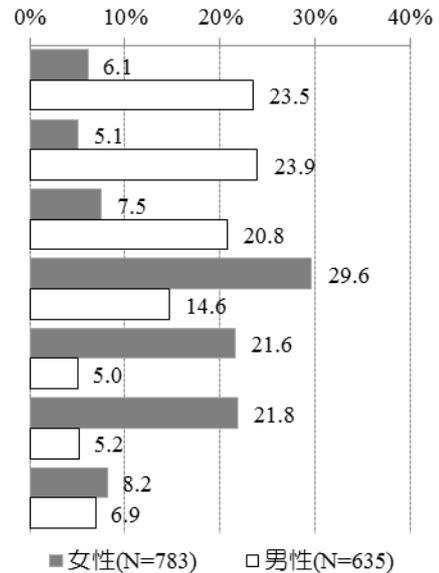
資料:平成 24 年住民意識調査

■ 1日あたりの家事や育児、介護に携わる合計時間

家事、育児、介護等に関わる時間(平日)



家事、育児、介護等に関わる時間(休日)



資料:平成 24 年住民意識調査

## 1. 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

### (1) 男女の雇用機会均等と待遇の確保

個人の能力を十分に発揮できるよう、また、実質的な男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう企業等に働きかけます

No	具体的施策	内 容	主担当課
23	男女雇用機会均等法の周知	○「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などについて周知と啓発を図ります。	社会教育課 商工観光課
24	労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供	○労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めるとともに職業安定所等関係機関との連携を密にします。	社会教育課 商工観光課

### (2) 就労・能力開発の支援

啓労働意欲のある人が希望した仕事に就くことができ、自己実現を果たすことをめざして、能力開発の支援や求人に関する情報提供を行います。

No	具体的施策	内 容	主担当課
25	女性の就労や再就職を支援するための情報提供	○女性の就労や再就職を支援するため、関係機関と連携して情報提供を行います。	社会教育課 産業課
26	パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供	○パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	商工観光課

### 住民意識調査より

10代後半、20代前半でも結婚し、社会人経験を十分につまず子育てに時間を費やしている女性が結構いると思うので、子育てが終わった時に再就職できる支援や、子育てと両立できる社会復帰に向けての資格セミナー等を計画してもいいと思います。今の時代男性の収入だけでは、生活がなかなか充実しないので、子どもがいる女性が気軽に働ける機会をもっとたくさんの場で作るべき

女性 26歳

### (3)ワークライフバランスの実現に向けた雇用環境の整備

職場において、仕事と生活の調和が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、企業等に働きかけます。

No	具体的施策	内容	主担当課
27	企業等との協働による啓発活動の推進	○企業等における男女共同参画に関する研修などの実施を支援するなど、企業等に対して啓発活動を行います。 ○男女共同参画の推進に貢献する企業等が増加するよう、企業イメージの向上につながるような表彰などの実施に向け、検討を行います。	社会教育課
28	就業条件と環境の整備の働きかけ	○働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。 ○多様な労働形態について理解を深められるよう、企業等に対して啓発活動を行います。	社会教育課

#### 住民座談会より

～ワークライフバランスについて～

○ここが大事だと思う。理想ですが、残業をなくす（定時に終了する）と男も女も子育てや介護が平等に出来る。世の中のしくみが少しでもその方向に向かってほしい。

## 2. 農業や自営業等における取り組みの促進

### (1) 農業や自営業等への男女共同参画の推進

農業や自営業等で性別にかかわらず能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、男女の対等なパートナーシップの確立をめざします。

No	具体的施策	内 容	主担当課
29	農業や自営業等における労働条件の改善のための啓発	○商工会議所やJA(農業協同組合)等との連携により、商工自営業や農業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	産業課 商工観光課
30	農林水産業、自営業に関わる研修参加、情報提供	○「有田川町生活研究グループ」や農業士会などの農業関係団体での、各種研修会他の団体の事業への参加を促します。	産業課

### (2) 家族従事者等も活躍できる環境の整備

男女がともに快適に働けるよう、休日や給与等、就労環境の改善に向けての情報提供や経営能力、技術向上のための学習の機会の提供等を行います。

No	具体的施策	内 容	主担当課
31	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	○農業や自営業等の担い手として能力を発揮できるよう、県やJA(農業協同組合)等と連携し、情報提供や学習機会の提供に努めます。	産業課
32	家族経営協定の普及・啓発	○休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定の締結の普及・啓発に向けて情報提供等を行います。	産業課

#### 生活研究グループについて

平成18年度町合併に伴い、有田川町生活研究グループ連絡協議会が発足しました。加工食品の開発や地域に伝わる伝統料理や地域の特産物を使った料理を通じて、それを育む農業の大切さを子ども達に伝える。

主な活動として、自慢料理大会、成人病対策料理講習会、伝承料理講習会、子どもたちへの伝承活動、イベントでの伝承活動等を行っています。

また、特に家庭でも食育普及をしてもらえるよう、若い世代の女性(お母さん)達への伝承活動を積極的に行っていきたいと考えています。

### 3. 子育てと介護への支援

#### (1) 保育サービス等による子育て支援の充実

多様化する子育てニーズに対応できる体制をつくり、さまざまな子育て支援の提供に努めます

No	具体的施策	内 容	主担当課
33	多様な保育サービスの充実	<p>○乳児保育、一時保育※1、延長保育※2、病児保育※3など、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。</p> <p>○関連機関と連携し、情報の提供に努めます。</p>	こども教育課
34	学童保育の充実	<p>○多様な家族形態、就労形態等により放課後、子どもだけになってしまう家庭への支援のため、学童保育※4の充実に努めます。</p> <p>○指導員は研修会等に積極的に参加し、資質向上を図ります。</p>	こども教育課
35	ひとり親家庭への支援	<p>○ひとり親家庭に対し、母子自立支援員などによる相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。</p>	やすらぎ福祉課

※1 一時保育：保護者の傷病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育園において児童を一時的に保育する事業です。

※2 延長保育：就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長等に対して、通常保育時間を延長して保育を行う事業です。

※3 病児保育：保護者が労働や冠婚葬祭等により病気の子どもを看護できないとき、子どもを預かり保育する事業です。

※4 学童保育：保護者が労働等により昼間家にいない家庭の小学生に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です

## (2) 地域における子育て支援の充実

子育てを地域で支援していくため、公共施設などのバリアフリー化に努めるとともに、子育てへの参加を呼びかけ、地域における子育て支援の充実を図ります。

No	具体的施策	内 容	主担当課
36	子育てバリアフリーの推進	○子育てを支援する生活環境の整備を推進し、地域として子どもを育てる環境・体制づくりを行います。	こども教育課
37	子育て支援活動の充実	○身近な地域で安心して子育てができるよう、育児相談や子育て講座を開催します。 ○自主的に子育てサークル等が企画運営しやすいよう支援に努めます。 ○子育て不安など、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、虐待等に関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと実態把握や未然防止、支援の充実に努め、虐待の事実があったときには即対応できる体制を整えます。	社会教育課 こども教育課 健康推進課

## (3) 介護を担う人への支援の充実

介護を担う人が安心して働き続けることができるよう、日ごろから介護保険制度等の情報提供を行うとともに、実際に介護が必要になった場合に適切なサービスの利用ができるよう、サービスの質の向上に努めます。

No	具体的施策	内 容	主担当課
38	家族の在宅介護の負担の軽減	○家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護保険制度の周知に努めます。 ○家族介護者が各種のサービスを有効に活用して負担軽減を図れるよう努めます。	長寿支援課
39	介護保険サービス等の質の向上	○高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう介護保険サービス等を充実します。	長寿支援課

### 住民の取り組み〈Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり〉

- 事業主は女性の職域拡大や職場慣行の見直しなど、積極的に男女共同参画を進めよう
- 家庭で家事や育児及び介護の役割分担などについて話し合う機会を持つ
- 将来のライフステージを踏まえ、働き方や職場環境を考えよう
- 相談や子育て支援サービスなど、町の支援を利用しようにおける男女の役割分担を見直してみよう

#### 住民意識調査自由回答より

育児・介護の分野で男性が関わることについては、世代間差、個人差もあって、なかなか強制して関わってもらっても結果的に、子どもや被介護者がつらい思いをすることもあるのが、現状ではないかと思う。これから、男性意識の中にそういう部分を、根付かせることができるというのであればいいのだが。

女性 47歳



## IV 男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり

### ● 高齢社会への対応

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、他の世代とともに社会の重要な一員として考える必要があります。社会参画の機会の提供や高齢社会に対応した条件整備を図ることが大切です。

### ● 生涯を通じた健康づくり社会への対応

男女がさまざまなライフステージを通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会形成の基盤となるものです。そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、自ら健康管理をしながら男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

### ● 性と生殖に関する理解

いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことや思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関するさまざまな課題について十分に理解し、認識を深めることが大切です。

### ● 性や健康をおびやかす諸問題への正しい理解

性の低年齢化が進む中で、性に対する正しい知識がないままに性的行為に及ぶことが性感染症や望まない妊娠につながっています。自分を大切にし、相手の心身の健康について思いやりを持つために、成長過程の重要な時期である思春期において、妊娠や出産等の性に関する正しい知識を持ち、性を尊重する意識づくりが必要です。さらに喫煙、飲酒、薬物など、健康をおびやかす問題に関する正しい知識を持つことも大切です。参画を促進するための啓発やエンパワメントを高める支援を行うことが重要です。

## 1. 誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み

### (1) 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる基盤づくり

高齢者や障害のある人が、ともに地域で安心して生活が送れるよう、その生活を支援する福祉サービス等の充実を図ります。

No	具体的施策	内 容	主担当課
40	自立した生活を維持するための総合相談支援	○住みなれた地域で自立した生活を継続するため、保健・医療・福祉・介護等の必要なサービスにつなぐ相談支援を行います。	長寿支援課
41	高齢者や障がいのある人の生きがいづくりを支援	○高齢者や障がいのある人が生きがいを持って生活が送れるよう、学習・スポーツ・交流等の各種活動に対する支援に努めます。 ○学校支援ボランティアとしての生きがいづくり、子どもとの交流と共生を進めます。	社会教育課 長寿支援課
42	高齢者や障害のある人の就労支援	○シルバー人材センター等関係機関との連携により、長年の技能や経験を生かした高齢者雇用、いきがい対策を推進します。 ○障害のある人の就労促進に向けて、有田圏域障害者就労・生活支援連絡協議会を通じて企業等への働きかけや就労支援を行います。	長寿支援課 やすらぎ福祉課
43	福祉サービスの情報提供等の充実	○住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉サービスや障害のある人にかかる福祉サービス等の情報提供の充実に努めます。	長寿支援課
44	日常生活支援事業の推進	○地域での生活が困難な状態にある高齢者や障害のある人の尊厳が守られ、安心して生活ができるよう、各種サービスや制度につなげます。	長寿支援課
45	高齢者や子ども等誰にもやさしい道路等整備	○道路を整備するとき、バリアフリー化や歩道を作ったり、路面表示の工夫等交通弱者を守るよう心掛ける。	建設課

## 2. 生涯を通じた心身の健康支援

### (1) あらゆる世代・ライフスタイルに応じた健康づくり支援

男女の生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、各ライフサイクルに応じた心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、女性が生涯を通じて自らの性と心身の健康について主体的に管理し、生き方を自己決定できるように、あらゆる機会を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の啓発に努めます。

No	具体的施策	内 容	主担当課
45	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査や検診の受診を促進し、また、性差に応じた相談、支援に努めます。</li> <li>○健康づくりのためのスポーツ教室・栄養教室・健康相談などを定期的実施します。</li> </ul>	健康推進課
46	性と生殖に関する互いの意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各ライフステージに応じて、互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう啓発に努めます。</li> </ul>	子ども教育課 健康推進課

### (2) 母子保健の充実

妊娠・出産に関する指導体制の充実を図るとともに、子育てに関する相談等の支援体制の充実に努めます。

No	具体的施策	内 容	主担当課
48	妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠・出産・不妊にあたって、必要な保健指導及び相談事業の充実に努めます。</li> <li>○各成長段階に応じた乳幼児健康診査を行います。</li> <li>○「育児サロン」などの保護者同士の交流機会を提供し、子育て不安などの払拭に努めます。</li> <li>○子育てに関する教室・サロン等への父親参加を促進するため、広報・啓発活動の充実に努めます。</li> </ul>	健康推進課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利。平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### (3) 健康をおびやかす問題への対応

性や健康をおびやかす諸問題について、適切な行動が取れるよう発達段階に応じた教育や啓発活動を行うとともに喫煙、飲酒、薬物乱用、エイズや性感染症などについての正しい知識の普及・啓発をします。

No	具体的施策	内 容	主担当課
49	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発	○性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズや性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。	社会教育課 こども教育課 健康推進課
50	健康をおびやかす問題への取り組み	○各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。	関係各課

#### 住民の取り組み〈Ⅳ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり〉

- 地域や町の行事に参加し、さまざまな人とコミュニケーションをとろう
- 健康管理に関心を持ち、いきいきと充実した生活を送ろう
- 互い生涯にわたる性について理解しよう
- 日頃から何でも相談できる、身近な人間関係を築こう

## V 男女間のあらゆる暴力の根絶にむけた取り組み

### ●DV(ドメスティック・バイオレンス)※1、セクシュアル・ハラスメント※2の実態(住民意識調査より)社会への対応

女性の被害の経験者がDV、セクシュアル・ハラスメントともに1割程度おり、DV経験者については「相談しなかった」、「相談するところがわからなかった」という回答が多く、被害者に配慮した支援体制の充実が望まれます。相談員等の人材の確保が必要とされています。

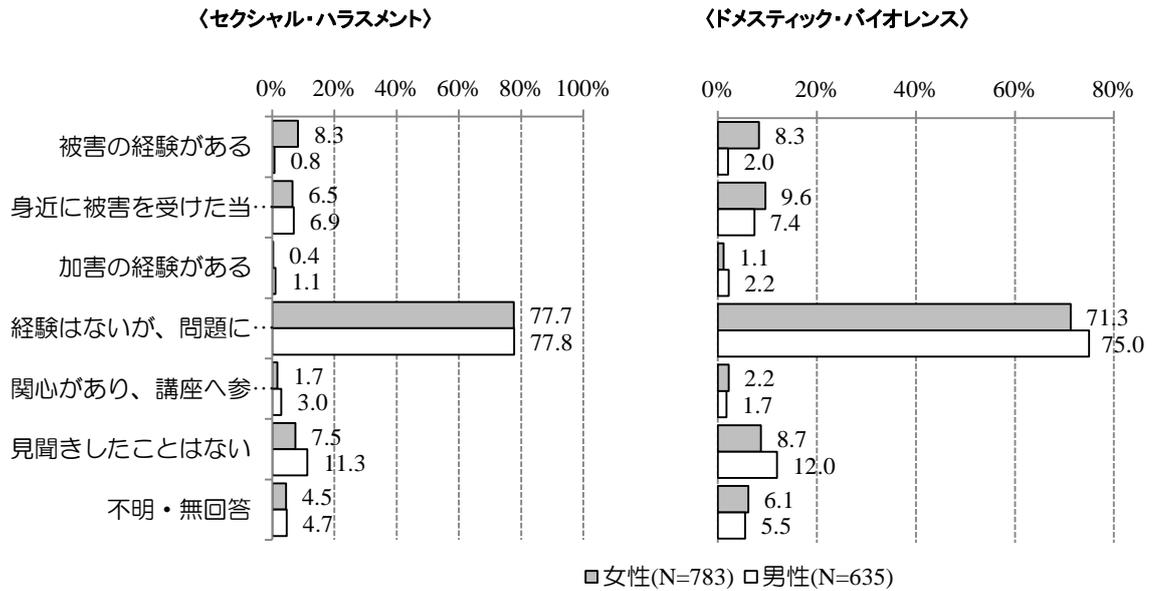
### ●DV、セクシュアル・ハラスメントへの対応

近年ではDVやセクシュアル・ハラスメント等の深刻な人権侵害行為が問題となっています。また、DVの問題は配偶者間にとどまらず、児童虐待とも密接な関係を持ち、若者のデートDVの問題も重要性を増してきています。暴力は許されない人権侵害であり、暴力の被害者に対する支援のあり方やその具体的内容などについて、あらゆる機関・団体が連携して対応していくことが必要です。

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス):夫婦や恋人など親しい人間関係の中でおこる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれます。

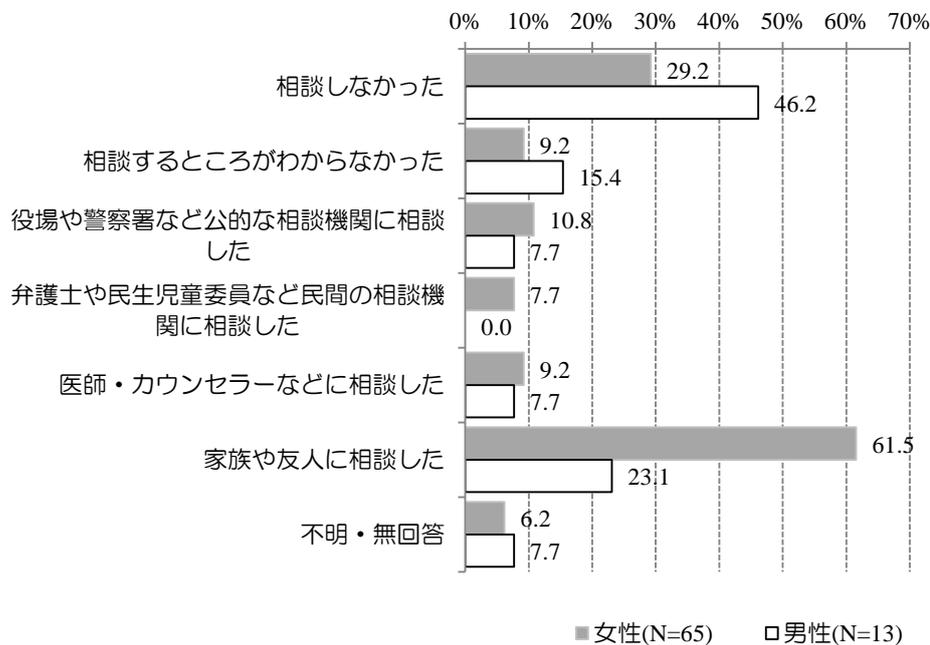
※2 セクシュアル・ハラスメント:「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。

## ■DV、セクシュアル・ハラスメントの経験等について



資料：平成 24 年住民意識調査

## ■(DV 被害の経験がある方の)相談等の状況



資料：平成 24 年住民意識調査

## 1. 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

### (1) 暴力を許さない社会づくり

性犯罪、売買春、DV等、さまざまな形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識を浸透させ、暴力の根絶に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

No	具体的施策	内 容	主担当課
51	男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発	○暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。	社会教育課

### (2) 暴力に関する法令等の周知

住民ならびに企業等における意識の啓発と利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

No	具体的施策	内 容	主担当課
52	あらゆる暴力に関する関連法令等の周知	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律やストーカー規制法等の周知に努めます。	社会教育課

## 2. セクシュアル・ハラスメント、DVの根絶

性犯罪、売買春、DV等、さまざまな形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識を浸透させ、暴力の根絶に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

### (1) 相談・支援体制の充実

住民ならびに企業等における意識の啓発と利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

No	具体的施策	内 容	主担当課
53	セクシュアル・ハラスメントの防止	○関連法令等の周知と順守のための啓発に努めます。 ○企業等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。	関係各課

## (2) 関係機関との連携の充実

被害にあった人が相談しやすい体制を充実するとともに、犯罪の防止に向けた体制を整備します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
54	犯罪の防止に向けた環境整備	○犯罪防止のため、関係機関との連携により、見回りや声かけ等の防犯活動を推進します。	社会教育課 こども教育課 総務課

## (3) 被害者等への支援体制の充実

被害にあった人が相談しやすい体制を充実するとともに、犯罪の防止に向けた体制を整備します。

No	具体的施策	内 容	主担当課
55	相談支援体制の充実	○DVやセクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。 ○庁内における差別的な待遇やセクシュアル・ハラスメント等の問題の解決を図るための窓口を設け、敏速かつ適切な対応を図ります。 ○町の関係機関において、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を設置し、迅速な対応に努めます。	社会教育課 企画財政課

### 有田川町家庭支援総合センター発足

有田川町では、近年、増加している虐待やDV（配偶者による暴力）を未然に防ぐことを目的に、『有田川町家庭支援総合センター』を発足させました。

長期にわたって心身に深刻な影響を与える虐待やDVは、早期発見・対応が非常に重要となります。このため、家庭支援総合センターでは24時間対応の緊急・通報窓口として専用ダイヤルを設置しました。

相談者の秘密は守られます。「虐待かも?」「もしかしてDV?」…気になったらすぐお電話下さい。

専用ダイヤル TEL 080-8941-5137

## 住民の取り組み〈V男女間のあらゆる暴力の根絶にむけた取り組み〉

- 暴力は絶対にやめよう。
- 相手の気持ちを考え、思いやりを持って接しよう。
- 暴力を受けたとき、もしくは、身近な人が暴力の被害にあっているのではないかと感じたら、相談しやすいところへ相談しよう。

## 相談窓口の連絡先

◎ DVやセクシュアル・ハラスメントに関する相談等は下記の窓口にご相談ください。

◆警察 110番

\*緊急時には警察へ

◆子ども・女性・障害者相談センター

TEL 073-445-0793

◆男女共同参画センター”りいぶる”

TEL 073-435-5246

◆有田振興局健康福祉部

TEL 0737-64-1294

## 第5章 計画がめざす目標

### 1. 計画の指標

男女共同参画社会の確実な実現に向けて、以下の指標について目標値を掲げ、達成に向けて各種事業を推進していくものとします。

#### ■ I 男女共同参画をめざす意識づくり

指 標	現 状 (現状年月)	目標値 (平成31年度)	担当課
社会通念やしきたり等で男女が平等であると答える人の割合	20.6% (平成24年度 住民意識調査)	30.0%	社会教育課
学校教育の場で男女が平等であると答える人の割合	58.3% (平成24年度 住民意識調査)	70.0%	社会教育課
◇女性が社会参画できるまちづくりが進んでいると感じている住民の割合	16.2% (平成18年度総合計画 住民意識調査)	30.0% 平成28年度	社会教育課
町広報紙への啓発記事の掲載回数	1回 (平成25年度)	3回	社会教育課
男女共同参画に関する講演会・講座等の実施回数	1回 平成25年度	2回	社会教育課
男女共同参画を推進する団体数	3団体 平成25年度		社会教育課

#### ■ II 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

指 標	現 状 (現状年月)	目標値 (平成31年度)	担当課
地域活動の場で男女が平等であると答える人の割合	39.1% (平成24年度 住民意識調査)	50.0%	社会教育課
審議会等における女性委員の割合	27.0% (平成25年4月)	30.0%	全課
女性を含む審議会等の割合	75.9% (平成25年4月)	85.0%	全課

指 標	現 状 (現状年月)	目標値 (平成 31 年度)	担当課
町職員の管理職における女性の割合	26.1% (平成 26 年 3 月現在)	30.0%	企画財政課
町職員全員を対象とした男女共同参画研修の実施	0 回 平成 25 年度	1 回	社会教育課
「放課後子どもプラン」事業における実施ヶ所数	2 ヶ所 平成 25 年度	3 ヶ所	社会教育課

### ■ III 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

指 標	現 状 (現状年月)	目標値 (平成 31 年度)	担当課
職場で男女が平等であると答える人の割合	17.2% (平成 24 年度 住民意識調査)	40.0%	社会教育課
家庭生活の場で男女が平等であると答える人の割合	34.6% (平成 24 年度 住民意識調査)	50.0%	社会教育課
30～34 歳（子育て世代）における女性の労働力率	65.9% (平成 22 年度) 国勢調査	70.0% (平成 32 年度) 国勢調査	
町男性職員の育児休業の取得割合 《妻の産前産後期間中5日の範囲内（育児参加休暇含む）》	0% (平成 25 年度)	10.0%	企画財政課
「有田川町子どもサポーター」の登録人数	541 人 (平成 25 年度)	1,000 人 (平成 28 年度)	少年センター
家族経営協定を締結している農家数	71 戸 (平成 25 年度)	80 戸	産業課
男女共同参画推進事業所	1 ヶ所 (平成 25 年度)	3 ヶ所	社会教育課
学童保育事業	5 ヶ所 (平成 25 年度)	6 ヶ所	こども教育課

■ IV 男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり

指 標	現状 (現状年月)	目標値 (平成 31 年度)	担当課
町の乳がん、子宮がん検診の受診率	(乳がん) 20.2% (子宮がん) 31.2%  (平成 25 年度)	25.0%  36.0%	健康推進課

■ V 男女間のあらゆる暴力の根絶

指 標	現状 (現状年月)	目標値 (平成 31 年度)	担当課
DV について「被害の経験がある」と答える人の割合	5.5% (平成 24 年度) (住民意識調査)	減少	社会教育課
セクシャル・ハラスメントについて「被害の経験がある」と答える人の割合	5.0% (平成 24 年度) (住民意識調査)	減少	社会教育課
DV 経験者の「相談しなかった」、「相談するところがわからなかった」と答える人の割合	(相談しなかった) 45.8% (相談するところがわからなかった) 16.7% (平成 24 年度) (住民意識調査)	(相談しなかった) 減少 (相談するところがわからなかった) 減少	社会教育課

◇…「有田川町長期総合計画」設定指標

## 2. 担当課別施策一覧表

### ■全課

I	男女共同参画をめざす意識づくり
	男女共同参画の視点に立った職場づくり
II	男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり
	審議会等委員への女性の参画促進
	企業・団体等での方針決定への男女共同参画の促進
	地域課題への女性の参画

### ■関係各課

I	男女共同参画をめざす意識づくり
	推進グループの育成・活動支援
II	男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり
	性別に関わらない職域拡大と管理職への登用促進
	地域活動への参画の推進
IV	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり
	健康をおびやかす問題への取り組み
V	男女間のあらゆる暴力の根絶
	セクシュアル・ハラスメントの防止

### ■社会教育課

I	男女共同参画をめざす意識づくり
	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催
	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供
	メディア・リテラシーの向上のための支援
	性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発
	職員研修等の実施
	学習の機会の充実

	人権意識の高揚
	教育関係者、保護者への研修の推進
	家庭教育のための学習機会の提供
II	男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり
	国際的な取り組みとの協調
	国際理解教育の推進
III	男女がともにいきいきと働ける環境づくり
	子育て支援活動の充実
	男女雇用機会均等法等の周知
	労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供
	女性の就労や再就職を支援するための情報提供
	企業等との協働による啓発活動の推進
	就業条件と環境の整備の働きかけ
	子育て支援活動の充実
IV	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり
	高齢者や障害のある人の生きがいづくりのための支援
	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実
	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発
V	男女間のあらゆる暴力の根絶
	男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発
	相談支援体制の充実
	犯罪の防止に向けた環境整備

■企画財政課

I	男女共同参画をめざす意識づくり
	職員研修等の実施
V	男女間のあらゆる暴力の根絶
	相談支援体制の充実

■こども教育課

I	男女共同参画をめざす意識づくり	
	男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進	
	教育関係者、保護者への研修の推進	
II	男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	
	国際理解教育の推進	
III	男女がともにいきいきと働ける環境づくり	
	多様な保育サービスの充実	
	学童保育の充実	
	ひとり親家庭への支援	
	子育てバリアフリーの推進	
	子育て支援活動の充実	
IV	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり	
	性と生殖に関する互いの意思の尊重	
	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発	
V	男女間のあらゆる暴力の根絶	
	犯罪の防止に向けた環境整備	

■やすらぎ福祉課

III	男女がともにいきいきと働ける環境づくり	
	ひとり親家庭への支援	
	子育てバリアフリーの推進	
IV	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり	
	自立した生活を維持するための総合相談支援	
	高齢者や障害のある人の生きがいづくりのための支援	
	高齢者や障害のある人の就労支援	
	福祉サービスの情報提供等の充実	
	日常生活支援事業の推進	

■長寿支援課

Ⅲ	男女がともにいきいきと働ける環境づくり
	家族の在宅介護の負担の軽減
	介護保険サービス等の質の向上
Ⅳ	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり
	自立した生活を維持するための総合相談支援
	高齢者や障害のある人の生きがいづくりのための支援
	高齢者や障害のある人の就労支援
	福祉サービスの情報提供等の充実
	日常生活支援事業の推進

■健康推進福祉課

Ⅲ	男女がともにいきいきと働ける環境づくり
	子育て支援活動の充実
Ⅳ	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり
	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実
	性と生殖に関する互いの意思の尊重
	妊娠・出産に関する支援
	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発

■総務課

Ⅱ	男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり
	防災知識の普及
	地域防災活動への男女共同参画の推進
	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
	国際的な取り組みとの協調
Ⅲ	男女がともにいきいきと働ける環境づくり
	労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供

V	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり
	犯罪の防止に向けた環境整備

■産業課

III	男女がともにいきいきと働ける環境づくり
	女性の就労や再就職を支援するための情報提供
	農業や自営業等における労働条件の改善のための啓発
	農林水産業、自営業に関わる研修参加、情報提供
	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供
	家族経営協定の普及・啓発

■商工観光課

III	男女がともにいきいきと働ける環境づくり
	男女雇用機会均等法等の周知
	労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供
	パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供

■建設課

IV	男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり
	高齢者や子ども等誰にもやさしい道路等インフラ整備

## 第6章 計画の推進体制

「有田川町男女共同参画計画」は男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や有田川町の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。

これらの施策を効果的に、実効あるものとするためには、住民・地域・企業等・行政がパートナーシップのもと、総合的に推進することが重要です。

### 1. 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたっては、社会教育課を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の機能の充実を図ります。
- 住民参加による定期的な会議を開催し、男女共同参画推進計画の進捗状況確認と評価・点検等を行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。
- 有田川町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情等に対応するための苦情対応ネットワークづくりを推進します。
- 政策・方針決定への男女共同参画を推進するため、審議会や管理職への女性の登用やワークライフバランスの実現に向け町が率先して取り組みます。

### 2. 住民、関係団体、事業者等との連携確立

男女共同参画社会の実現のため、住民、地域活動団体、企業等との連携を図り、協力して事業の推進を図ります。

### 3. 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

### 4. 計画の進行管理

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について毎年調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。また、施策の検証・評価については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、「男女共同参画推進委員会」（仮称）に報告し、意見を求め、計画の実現に努めます。

## 資料編

策定経過

有田川町男女共同参画基本計画策定検討委員会名簿

有田川町男女共同参画についての座談会の概要

有田川町男女共同参画に関する住民意識調査結果の概要

男女共同参画基本法.

男女共同参画に関する年表